

# 「輸出管理内部規程の届出等について」の改正

## Q & A

- ・ 輸出管理内部規程（CP）経過措置等
- ・ 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）経過措置等
- ・ 輸出管理内部規程（CP）内容変更等

令和3年12月

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課

安全保障貿易検査官室

## ＜輸出管理内部規程（CP）経過措置等＞

- Q 1. 令和3年11月18日付けで「輸出管理内部規程の届出等について」が改正（以下「改正CP通達」という。）されましたが、この関連で輸出管理内部規程（CP）などを変更する必要がありますか。
- Q 2. 改正CP通達の輸出管理内部規程（CP）の内容変更（以下「CP内容変更」という。）は、いつまでに行わなければなりませんか。
- Q 3. 改正CP通達に基づくCP内容変更の届出は、令和4年7月中に提出すべき輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「CL」という。）の届出期間中に届け出ることできますか。
- Q 4. 改正CP通達の改正に伴う対応を輸出管理内部規程（CP）ではなく、細則（下位規程）に規定して運用することを考えていますが、この場合でもCP内容変更の届出が必要ですか。また、実際の運用に当たって留意すべき点はありますか。
- Q 5. 改正CP通達の公布日（令和3年11月18日）から施行日（令和4年5月1日）の前日までの間に、改正CP通達の内容を満たす輸出管理内部規程（CP）に改正しCP内容変更の届出を行った場合、発行されたCP受理票は、改正CP通達により発行されたCP受理票とみなされるでしょうか。

## ＜輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）経過措置等＞

- Q 6. 改正前のCP通達（以下「旧CP通達」という。）の規定により発行されたCL受理票（以下「旧CL受理票」という。）は、改正CP通達の公布日（令和3年11月18日）以降、CP内容変更を行う時期によって、どのような取扱いになりますか。また、実際の運用に当たって留意すべき点はありますか。
- Q 7. 改正CP通達の施行（令和4年5月1日）後、CP内容変更の届出をする前に、新たなCL受理票の発行を受けた場合は、当該CL受理票は、どのような扱いになりますか。
- Q 8. 改正CP通達の改正では、「包括許可取扱要領」の許可条件の適用に係る規定にある「初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。」は、どのようになりますか。
- Q 9. 令和4年7月に提出すべきCLは、改正CP通達の（別紙1）外為法等遵守事項（改正後の基準）に係る取組状況を記載して提出しなければならないですか。

Q10. 改正CP通達の施行後の規定によるCP内容変更の届出を令和4年10月31日までに行わなかった場合、旧CP受理票及び旧CL受理票はどのようになりますか。

Q11. 有効な包括許可を取得している場合に旧CP受理票及び旧CL受理票が失効した時はどのようになりますか。

## ＜輸出管理内部規程（CP）内容変更等＞

Q12. CP内容変更について事前に相談はできますか。

Q13. 改正CP通達に基づく輸出管理内部規程（CP）や細則（下位規程）の内容変更は、具体的にどのような内容変更手続が必要ですか。

## ○用途及び需要者等の確認

Q14. 改正CP通達では、顧客に関する審査の規定が削除となりましたが、今後、顧客に関する審査は行わなくても良いのでしょうか。

Q15. 需要者等の定義は、「輸出者等遵守基準を定める省令」で定められていますが、「輸出管理内部規程の届出等について」の外為法等遵守事項も同様でしょうか。具体的にどのような事業者が対象になるのでしょうか。

Q16. 需要者等の確認は、用途と異なり取引毎に確認する必要はないと考えていますが、いかがでしょうか。

## ○情報の信頼性確認

Q17. CLの評価項目2-4（1）において「信頼性を高めるための手続に係る規定」を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

Q18. CLの評価項目2-4（1）において「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。」とありますが、「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合」とはどのような場合を想定していますか。

Q19. CLの評価項目2-4（1）において「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。」

とありますが、包括許可を取得してストック販売をしているような場合には、信頼性を高めるための手続をどのように捉えればいいのでしょうか。

Q20. CLの評価項目2-4(1)において「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」となっており、評価項目2-3(1)の「需要者等」から「等」が削除されているが、ここで需要者のみとしているのはどういった意図があるのでしょうか。

Q21. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例が3つ示されていますが、これらは全て対応しなければならないのでしょうか。また、具体例で示されていた以外のものは認められないのでしょうか。仮に認められるとした場合は、どのようなものであれば認められるのでしょうか。

Q22. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で「HPやパンフレット等の公開情報により確認」が示されていますが、輸入者等のHP等で何を確認することが求められるのでしょうか。当局が求めるものをHP等で確認できない場合はどうすれば良いのでしょうか。また、確認はどの程度の頻度で実施するのでしょうか。

Q23. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で示されている「需要者への直接的なアプローチによる確認」とは、何を確認するのでしょうか。当局が求めるものを直接的なアプローチで確認できない場合はどうすれば良いのでしょうか。

Q24. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で示されている「需要者への直接的なアプローチの方法」は、電話やメール、オンラインでの訪問以外の方法でも良いのでしょうか。

Q25. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例が示されている契約に関する対応策は、どの事業者との契約を想定しているのでしょうか。例えば、当社(輸出者)は輸入者と契約し、輸入者が需要者と契約というケースでは、当社が関知し得ない輸入者と需要者との契約にも盛り込まなければならないのでしょうか。

## ○特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等

Q26. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等」を追加したのは、どういった趣旨からでしょうか。

Q27. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社」とは、どういった範囲の子会社を指しますか。

Q28. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に係る子会社」には、自らのビジネスとして輸出等を行う子会社を含まない理解でいいのでしょうか。

- Q29. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる」場合とは、例えば、契約上で輸出者と最終需要者の間に介在する中間事業者として商流に加わっている場合の中間業者は含まれますか。
- Q30. 当社は、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社を有していませんが、その場合もCP内容変更をしなければならないのでしょうか。
- Q31. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導等」は、全て対応しなければならないのでしょうか。
- Q32. CLの評価項目7-2(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導等」は、具体的にどのような内容が評価されるのでしょうか。親会社の業務に係る子会社の輸出管理内部規程(CP)の策定は、評価の対象外との理解になるのでしょうか。
- Q33. CLの評価項目7-2(2)②「必要な知識等を習得させるための研修を定期的に行っているか」は、毎年実施しなければならないのでしょうか。
- Q34. CLの評価項目7-2(2)③「輸出等の業務を行う子会社の体制、規程類及び業務内容の確認を定期的に行っているか」において子会社への監査を考えているが、対象となる子会社数が膨大であるため毎年実施することが困難な場合、例えば、グループAの子会社は3年に1回、それ以外の国は2年に1回といったように国により区別して実施することは問題ないでしょうか。

## ○みなし輸出関係

- Q35. CLの評価項目9-1において、「取引の相手方が特定類型に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。」について、輸出管理内部規程(CP)ではなくマニュアル等にて規定することで問題ないでしょうか。
- Q36. CLの評価項目9-1において、「1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る)に該当するかどうかを確認する手続を定め」の「手続」の具体例を教えてください。
- Q37. CLの評価項目9-1のA欄 輸出管理内部規定上の取扱い ②は、就業規則で利益相反行為の禁止や申告の規定があれば該当するという考え方でよいのでしょうか。また、⑤は、子会社が親会社の規程を準用していて親会社の規程に特定類型の確認に関する規定がある場合を想定しているのでしょうか。
- Q38. CLの評価項目9-1において、特定類型該当性やその確認手続に関する相談等は、どちらにすればよいのでしょうか。

## 【Q & Aにおける用語・略語】

略語	用語
CP通達	輸出管理内部規程の届出等について
旧CP通達	令和3年11月18日付け改正（令和4年5月1日施行）前の「輸出管理内部規程の届出等について」
改正CP通達	令和3年11月18日付け改正（令和4年5月1日施行）の「輸出管理内部規程の届出等について」
CP受理票	輸出管理内部規程受理票
旧CP受理票	旧CP通達に基づき発行された「輸出管理内部規程受理票」
新CP受理票	改正CP通達に基づき発行された「輸出管理内部規程受理票」
CP内容変更	輸出管理内部規程（CP）の内容変更
CL	輸出者等概要・自己管理チェックリスト
CL受理票	輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票
旧CL受理票	旧CP通達に基づき発行された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票」
新CL受理票	改正CP通達に基づき発行された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票」

### <輸出管理内部規程（CP）経過措置等>

Q1. 令和3年11月18日付けで「輸出管理内部規程の届出等について」が改正（以下「改正CP通達」という。）されましたが、この関連で輸出管理内部規程（CP）などを変更する必要がありますか。

A1. 改正CP通達の内容を満たすよう輸出管理内部規程（CP）を変更し内容変更の届出を行い、輸出管理内部規程受理票（以下「CP受理票」という。）の発行を受けてください。

なお、改正CP通達の附則2（2）の経過措置により、上記内容変更の届出は令和4年10月31日までに行い、同年12月20日までの日付の新たなCP受理票（以下「新CP受理票」という。）の発行を受けていただく必要があります。

※令和3年11月18日に経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載した「お知らせ」も確認してください。

Q2. 改正CP通達の輸出管理内部規程（CP）の内容変更（以下「CP内容変更」という。）は、いつまでに行わなければなりませんか。

A2. CP内容変更は、改正CP通達の施行日である令和4年5月1日から同年10月31日までに必ず以下のいずれかの対応を行ってください。

#### 【輸出管理内部規程（CP）を変更する方】

- 改正CP通達の内容を満たすよう輸出管理内部規程（CP）を変更し、令和4年10月31日までにCP内容変更の届出を行うこと。

【輸出管理内部規程（CP）以外を変更する方】

- 改正CP通達の施行後、CP内容変更を行わず、細則（下位規程）を改正する等により、改正CP通達の内容を満たす輸出管理が可能な場合にあっても、令和4年10月31日までにCP内容変更の届出を行うこと。（Q4も参照してください。）

※令和3年11月18日に経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載した「お知らせ」も確認してください。

<補足>

令和4年10月31日までにCP内容変更の届出がない場合は、改正CP通達の施行前に発行されたCP受理票（以下「旧CP受理票」という。）は同年12月21日以降失効となりますので、十分御注意の上で対応してください。

Q3. 改正CP通達に基づくCP内容変更の届出は、令和4年7月中に提出すべき輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下「CL」という。）の届出期間中に届け出ることはできますか。

A3. 改正CP通達に基づくCP内容変更の届出期間は、令和4年5月1日から同年10月31日までとなりますが、同年7月1日から9月上旬までは、別途、CLの受付・審査が集中し事務処理に時間を要することから、可能な限り同年5月1日～6月30日、又は同年9月10日～10月31日までの期間にCP内容変更の届出を行うように御協力をお願いします。

なお、事前相談については、Q12を参照してください。

Q4. 改正CP通達の改正に伴う対応を輸出管理内部規程（CP）ではなく、細則（下位規程）に規定して運用することを考えていますが、この場合でもCP内容変更の届出が必要ですか。また、実際の運用に当たって留意すべき点はありますか。

A4. 改正CP通達の（別紙1）外為法遵守事項が改正されましたので、基本的にはCP内容変更による対応が適切であると考えています。

ただし、輸出管理内部規程（CP）の改正を行わず、細則（下位規程）を改正する等により、改正後の遵守事項の内容を満たす輸出管理が可能な場合であっても、令和4年10月31日までにCP内容変更の届出を行ってください。

※令和3年11月18日に経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載した「お知らせ」も確認してください。

Q5. 改正CP通達の公布日（令和3年11月18日）から施行日（令和4年5月1日）の前日までの間に、改正CP通達の内容を満たす輸出管理内部規程（CP）に改正しCP内容変更の届出を行った場合、発行されたCP受理票は、改正CP通達により発行されたCP受理票とみなされるでしょうか。

A5. 改正CP通達の施行日の前日（令和4年4月30日）までにCP内容変更の届出をした場合は、改正CP通達により発行された新CP受理票とはみなされません。

この場合、施行日（令和4年5月1日）から令和4年10月31日までの間に、改正CP通達に基づき再度CP内容変更の届出を行い、同4年12月20日までの日付の新CP受理票の発行を受けてください。

#### <補足>

改正CP通達の外為法遵守事項の内容を満たす輸出管理内部規（CP）であっても、令和4年5月1日から同年10月31日までにCP内容変更の届出がされない場合、旧CP通達に基づき発行された旧CP受理票は、同年12月21日以降失効となりますので、十分御留意の上、対応してください。

### <輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）経過措置等>

Q6. 改正前のCP通達（以下「旧CP通達」という。）の規定により発行されたCL受理票（以下「旧CL受理票」という。）は、改正CP通達の公布日（令和3年11月18日）以降、CP内容変更を行う時期によって、どのような取扱いになりますか。また、実際の運用に当たって留意すべき点がありますか。

A6. 旧CP通達の規定により発行された旧CL受理票は、その発行日から13か月間に限り、改正CP通達の施行後も有効なCL受理票とみなします。

ただし、令和4年7月のCLの提出時において、改正CP通達に基づきCP内容変更の届出を行い新CP受理票の発行を受けている場合と、新CP受理票の発行を受けていない場合とでは、以下のとおり取扱いが異なりますので十分御留意の上で対応してください。

#### 【新CP受理票の発行を受けている場合】

- 旧CP通達に基づき発行された旧CL受理票は、その発行日から13か月間に限り、改正CP通達のCL受理票とみなします。

#### 【新CP受理票の発行を受けていない場合】

- ① 改正CP通達の公布日（令和3年11月18日）から施行日の前日（令和4年4月30日）までの間に、改正CP通達の規定内容を満たすCP内容変更の届出を行い、CP受理票の発行を受けている場合
  - この場合、旧CP通達に基づき発行された旧CL受理票の扱いとなり、当該旧CL受理票の発行日から13か月以内であっても令和4年12月21日以降は、CP受理票が失効となることに伴い、CL受理票も失効となります。  
したがって、令和4年10月31日までにCP内容変更の届出を行い、同年12月20日までの日付のCP受理票の発行を受けていただく必要があります。
- ② 改正CP通達に基づくCP内容変更の届出を行っていない場合
  - 当該旧CL受理票の発行日から13か月以内であっても令和4年12月21日以降は、CP受理票が失効となることに伴い、CL受理票も失効となります。  
したがって、令和4年10月31日までにCP内容変更の届出を行い、同年12月20日までの日付のCP受理票の発行を受けていただく必要があります。



なお、令和4年度に包括許可の期限を迎える輸出者等は、上記①及び②のCL受理票の取扱いについては十分御留意の上、対応してください。

Q7. 改正CP通達の施行（令和4年5月1日）後、CP内容変更の届出をする前に、新たなCL受理票の発行を受けた場合は、当該CL受理票は、どのような扱いになりますか。

A7. 改正CP通達に基づくCP内容変更の届出を行う前に発行された旧CL受理票は、令和4年5月1日から同年10月31日までに、CP内容変更の届出が行われない場合は、当該旧CL受理票の発行日から13か月以内であっても同年12月21日以降、失効となります。

したがって、改正CP通達施行後に新たにCL受理票を受けた場合であっても、CP内容変更の届出を令和4年5月1日から同年10月31日までの間に行ってください。

Q8. 改正CP通達の改正では、「包括許可取扱要領」の許可条件の適用に係る規定にある「初めて包括許可を申請した者であって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出することを必要としない。」は、どのようなようになりますか。

A8. 改正CP通達の附則2（4）の経過措置により、初めて包括許可を申請した者であっても、令和4年7月1日から7月31日までの間に、CLを届け出る必要があります。

<改正CP通達の附則2（4）の経過措置>

（4）輸出管理内部規程受理票が発行されている輸出者等は、「包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）」の規定にかかわらず、令和4年7月1日から7月31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストを経済産業大臣に届け出ることとする。

Q9. 令和4年7月に提出すべきCLは、改正CP通達の（別紙1）外為法等遵守事項（改正後の基準）に係る取組状況を記載して提出しなければならないですか。

A9. 令和4年7月1日から同年7月31日までの間に提出するCLについては、改正CP通達の施行後の新様式（様式3）により、直近事業年度内に実施した内容を記載して必ず提出してください。

その際、CLの評価項目2-4（1）、2-4（2）、7-2（1）、7-2（2）及び9-1の取組内容について、令和4年4月30日までに於いて未実施の場合には、A欄及びB欄を空欄にして提出してください。ただし、対象事業年度以降、CLの提出までの間に取組の改善・変更等、特記すべき事項があれば備考欄にその内容等を記載して提出してください。

Q10. 改正CP通達の施行後、当該規定に基づくCP内容変更の届出を令和4年10月31日までに行わなかった場合、旧CP受理票及び旧CL受理票はどのようなようになりますか。

A10. 改正CP通達の施行（令和4年5月1日）後、令和4年10月31日までに当該規定に基づくCP内容変更の届出を行わなかった場合は、旧CP受理票及び旧CL受理票は同年12月

2 1日以降失効となります。その場合、経済産業省安全保障貿易検査官室より発行した旧CP受理票及び旧CL受理票は令和4年12月21日以降に当室に返却していただきます。

Q 1 1. 有効な包括許可を取得している場合に、改正CP通達に基づくCP内容変更を行わず、旧CP受理票及び旧CL受理票が失効した時はどのようになりますか。

A 1 1. 包括許可の条件として付している申請者要件（輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者）に該当しなくなるため、令和4年12月21日付けにて保有する包括許可が取り消されることとなりますのでご注意ください。

したがって、旧CP受理票及び旧CL受理票の取扱いについては十分御留意し、改正CP通達に基づきCP内容変更の届出を令和4年10月31日までに行ってください。

Q 6も参照してください。

## <輸出管理内部規程（CP）内容変更等>

Q 1 2. CP内容変更について事前に相談はできますか。

A 1 2. 令和4年3月上旬以降、安全保障貿易検査官室に相談いただければ、CP内容変更の届出に関して助言します。

ただし、同年7月1日から9月上旬頃までは、別途、CLの受付及び審査が集中し事務処理に時間を要することから、可能な限り同年5月1日～6月30日、9月10日～10月31日の期間に相談していただくようお願いします。

なお、相談に当たっては、経済産業省の安全保障貿易管理のHPに掲載した本Q&Aや今後掲載を予定している改正CP通達に関連するガイドライン等を確認の上、相談をお願いします。

Q 1 3. 改正CP通達に基づく輸出管理内部規程（CP）や細則（下位規程）の内容変更は、具体的にどのような内容変更手続が必要ですか。

A 1 3. 「輸出者等遵守基準を定める省令」及び改正CP通達の内容を踏まえ、以下の点を変更・追加する必要があります。ただし、既に輸出管理内部規程（CP）や細則（下位規程）に以下の内容が含まれている場合は、変更する必要はありませんが、その場合であってもCP内容変更の届出は必要になります。

1. 用途の確認に加え、需要者等の確認を行うこと。
2. 特定重要貨物等の輸出等は、技術を利用する者又は貨物の需要者以外から入手する情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。
3. 輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、当該業務を適正に実施させるため、指導等を行う体制整備と当該指導等を行う手続を定めるとともに当該指

導等を行うこと。また、「指導等」とは、「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第二号チに示すとおり、「当該子会社に対する指導及び研修並びに当該業務に関わる子会社の業務体制及び業務内容の確認」を意味し、輸出者等は具体的に以下の①から⑥を実施すること。

- ① 輸出等の業務に関わる子会社に対する指導
- ② 輸出等の業務に関わる子会社に対する研修
- ③ 輸出等の業務に関わる子会社の業務体制（規程類含む）の確認
- ④ 輸出等の業務に関わる子会社の業務内容の確認
- ⑤ ①～④を行う責任者・業務分担・責任範囲を明確化した体制の整備
- ⑥ ①～④を行う具体的な内容を定めた手続

なお、改正CP通達の規定に基づき令和4年10月31日までにCP内容変更の届出がされたものに対し、改正CP通達の内容を満たすと認められる場合には、同年12月20日までの日付の新CP受理票を発行します。

特に令和4年度に包括許可の期限を迎える輸出者等は、CL受理票の取扱いについても十分御留意の上で対応してください。

## ○用途及び需要者等の確認

Q14. 改正CP通達では、顧客に関する審査の規定が削除となりましたが、今後、顧客に関する審査は行わなくても良いのでしょうか。

A14. 「輸出者等遵守基準を定める省令」の改正により新たに「需要者等の確認」を明確に規定したことから、改正CP通達においても用語を統一し、CLの評価項目2-3に「用途及び需要者等」を記載しました。従前の審査対象となる「顧客」には、需要者の他にも輸入者、代理人等が含まれるため、改正CP通達により新たに追記された「需要者等の確認」によっても、従来の顧客に関する審査及び需要者等の対象範囲を再度確認した上で審査を行ってください。

Q15. 需要者等の定義は、「輸出者等遵守基準を定める省令」で定められていますが、「輸出管理内部規程の届出等について」の外為法等遵守事項も同様でしょうか。具体的にどのような事業者が対象になるのでしょうか。

A15. 「輸出者等遵守基準を定める省令」と「輸出管理内部規程の届出等について」の外為法等遵守事項の「需要者等」の定義は同じです。

「需要者等」とは、技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人になりますので、再度対象範囲を御確認ください。

Q16. 需要者等の確認は、用途と異なり取引毎に確認する必要はないと考えていますが、いかがでしょうか。

A 1 6. 需要者等の情報や活動は、用途の情報とは異なり、取引の度に毎回変わるものではないと通常考えられることから、取引の度に需要者等の確認を毎回行う必要は必ずしもないと考えています。

ただし、需要者等のうち需要者は同じであるものの代理人が変更する場合は当該代理人の確認を行うことが必要であるとともに、需要者等の情報や活動も変更することはあり得ることから、当該需要者等と継続的に取引を行う場合においては、定期的に需要者等の確認を行うことが必要です。

## ○情報の信頼性確認

Q 1 7. CLの評価項目2-4(1)において「信頼性を高めるための手続に係る規定」を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

A 1 7. 情報の信頼性を高める手続に係る規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生していることがあります。

こうした状況下においては、需要者等の確認を適切に実施すること、また、その際には、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等）から取得した情報を鵜呑みにすることなく、輸出者等としてその確認を適切に実施することにより、不正輸出等の未然防止を図ることが必要です。

このため、需要者等の確認を追記するとともに、確度の高い情報により確認することが重要であることから、輸出者等が需要者以外から用途・需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うことを新たに規定しています。

Q 1 8. CLの評価項目2-4(1)において「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。」とありますが、「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合」とはどのような場合を想定していますか。

A 1 8. 「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合」とは、用途の確認、技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要な情報（技術を利用する者又は貨物の需要者の法人情報、事業活動情報等）を、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や、需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）から間接的に得ている場合を想定しています。

Q 19. CLの評価項目2-4(1)において「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手している場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行っているか。」とありますが、包括許可を取得してストック販売をしているような場合には、信頼性を高めるための手続をどのように捉えればいいのでしょうか。

A 19. 信頼性を高める手続については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。

包括許可により認められるストック販売については、包括許可要領で求められる範囲内で把握している用途・需要者について信頼性を高める手続を行っていただくことを想定しています。

Q 20. CLの評価項目2-4(1)において「技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者」となっており、評価項目2-3(1)の「需要者等」から「等」が削除されているが、ここで需要者のみとしているのはどういった意図があるのでしょうか。

A 20. 用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報は、特定重要貨物等の輸出等が国際的な平和及び安全の維持を妨げる等の懸念がないことを確認する上で極めて重要な情報と考えています。

このため、用途又は技術を利用する者若しくは貨物の需要者に係る情報の確からしさを高めるために、当該輸出等の関連事業者（輸入代理店や需要者を紹介した事業者等。技術を利用する者又は貨物の需要者を除く。）から、間接的に用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認に必要な情報を得ている場合には、本措置を求める旨を規定しています。

Q 21. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例が3つ示されていますが、これらは全て対応しなければならないのでしょうか。また、具体例で示されていた以外のは認められないのでしょうか。仮に認められるとした場合は、どのようなものであれば認められるのでしょうか。

A 21. 情報の信頼性の確認について一般的な例を示していますので、全て対応する必要はありません。また、具体例で示した以外に情報の信頼性を確認できる方法があれば、適宜実施してください。なお、信頼性を高める手続に関し、その他具体的な例としては、輸出等に関係しない第三者の提供する情報による定期的な確認なども考えられます。

情報の信頼性の確認については、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえつつ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等において一律同じ内容を求めるものではありません。

重要なことは、間接的な情報を鵜呑みにせず、輸出者等自らが情報を確認・判断することです。

- (1) HPやパンフレット等の公開情報により確認する
- (2) 貨物の需要者への直接的なアプローチにより確認する
- (3) 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や誤った情報提供が判明した場合には契約の無条件解除や損害請求を可能とする内容を輸出等の契約に盛り込む 等

Q 2 2. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で「HPやパンフレット等の公開情報により確認」が示されていますが、輸入者等のHP等で何を確認することが求められるのでしょうか。当局が求めるものをHP等で確認できない場合はどうすれば良いのでしょうか。また、確認はどの程度の頻度で実施するのでしょうか

A 2 2. HPやパンフレット等の公開情報により、輸出貨物等の想定される具体的な用途や需要者の事業内容等を確認します。貴社の当該特定重要貨物等が軍事転用や不正転売等の重大な違反にならないためにも、何らかの方法により確認することが必要になります。確認の頻度は、原則、定期的（例えば1回/年毎）に行って情報の信頼性を確認してください。

Q 2 3. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で示されている「需要者への直接的なアプローチによる確認」とは、何を確認するのでしょうか。当局が求めるものを直接的なアプローチで確認できない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 2 3. 需要者への直接的なアプローチにより、当該特定重要貨物等の用途及び需要者は、適正な事業目的で利用されるか、また、軍事転用等の可能性はないか等を確認します。貴社の当該特定重要貨物等が軍事転用や不正転売等の重大な違反にならないためにも、何らかの方法により確認することが必要になります。

Q 2 4. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例で示されている「需要者への直接的なアプローチの方法」は、電話やメール、オンラインでの訪問以外の方法でも良いのでしょうか。

A 2 4. 直接的なアプローチの方法は、電話やメール、オンラインでの訪問以外の方法でも結構です。重要なことは、間接的な情報を鵜呑みにせず、輸出者等自らが情報を確認・判断することです。

Q 2 5. CLの評価項目2-4(2)備考欄の※確認の方法等に具体例が示されている契約に関する対応策は、どの事業者との契約を想定しているのでしょうか。例えば、当社（輸出者）は輸入者と契約し、輸入者が需要者と契約というケースでは、当社が関知し得ない輸入者と需要者との契約にも盛り込まなければならないのでしょうか。

A 2 5. 具体的には、輸出者と輸入者との間で締結する輸出契約において、軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や誤った情報提供が判明した場合には当該契約の無条件解除や損害請求を可能とする内容を盛り込むことにより抑止効果を促し、輸入者に関する間接的な情報の信頼性を高めることを想定しています。

また、輸入者は、輸出者と締結した上記契約内容により抑止効果が働き、需要者との間で輸入者自らが適切に対応することが期待されますので、輸出者が関知し得ない輸入者と需用者との契約に盛り込むことを求めるものではありません。

## ○特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等

Q 2 6. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社への指導等」を追加したのは、こういった趣旨からでしょうか。

A 2 6. 本改正規定の背景として、昨今の安全保障環境下において安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事象が発生していることがあります。

こうした状況下においては、安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社に対する安全保障貿易管理に係る管理・指導を適切に行うことにより、不正輸出等の未然防止を図ることが求められます。

すなわち、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった当該業務の一部を子会社（本通達における子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、海外の子会社も含まれます。）に実施させる場合において、総じて適正な実施を確保するためには、当該子会社に対する指導等が重要となります。

このため、輸出者等が、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（不備がある場合の改善指導を含む。）や、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修、当該子会社の業務体制及び業務内容の確認を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うことを新たに規定しています。

Q 2 7. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社」とは、こういった範囲の子会社を指しますか。

A 2 7. 国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の趣旨からして、輸出者等遵守基準における「輸出等の業務」は輸出等の管理に係る業務を指すものであり、例えば、輸出者等の子会社が特定重要貨物等の輸出等の用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には、当該子会社は「輸出等の業務に関わる」ものと考えています。

一方で、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、当該子会社は、CLの評価項目7-2(1)及び(2)の対象外と理解いただいて構いません。

また、本評価項目における子会社は、会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、海外の子会社も含まれます。

Q 2 8. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に係る子会社」には、自らのビジネスとして輸出等を行う子会社を含まない理解でいいでしょうか。

A 2 8. 全ての子会社を対象とするものではなく、輸出者等が特定重要貨物等の輸出等の業務を適正に実施する上で、用途の確認のための事前審査や事前確認といった輸出等の管理の業務の一部を子会社が担う場合における当該子会社が対象となります。

あくまでも日本の外為法の対象となる輸出等の業務に対する指導等であることから、海外子会社が主体的に行う事業活動を対象とするものではありません。

Q 2 9. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる」場合とは、例えば、契約上で輸出者と最終需要者の間に介在する中間事業者として商流に加わっている場合の中間業者は含まれますか。

A 2 9. 国際的な平和及び安全の維持を妨げるような輸出等の未然防止という輸出者等遵守基準の法令の趣旨からして、ここでの「輸出等の業務」は主として輸出等の管理に係る業務を指すものと考えており、輸出者等の当該業務を子会社が関わる場合を指しております。

具体的には、当該子会社が、用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合には「輸出等の業務に関わる」ものと考えております。また、輸出者等の輸出等の管理のために、輸出管理担当者又は輸出管理部門が設置されている子会社はこの対象になるものと考えられます。

一方、輸出者等が子会社に輸出等の管理に係る業務を実施させることが全くない場合には、当該子会社は、CLの評価項目7-2(1)及び(2)の対象外と理解いただいて構いません。

例えば、「輸出者等の代わりに専ら出荷や通関等の業務を行っている子会社」に関しては、当該子会社が輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号ホの輸出者等が実施する業務の一部を実施している場合においては対象となりますが、輸出者等が同号ホの確認を行った上で輸出者等からの指示又は依頼通りに専ら出荷又は通関業務を行う者については対象となりません。

また、「受注等含め輸出に関わる業務に携わる全ての子会社」、「輸出品を発注する或いは荷受人となる海外の子会社」、「国内子会社で輸出者(親会社)の輸出業務に関し、子会社が製品の製造、調達、運搬を行う子会社」、「海外子会社で輸出者(親会社)の輸出業務に関して、海外子会社が貨物等の受領、需要者と売買・サービス等を行うなど輸出者の輸出業務を行う子会社」に関しては、当該子会社が輸出等の管理に係る業務を担っている場合(例えば、用途の確認のための事前審査や事前確認を実施している場合)には「輸出等の業務に関わる」ものと考えております。

一方、輸出等の管理の業務に全く関係なく専ら販売や製造、調達、運搬関連の業務をしている場合には「輸出等の業務に関わる」ものではないと考えております。子会社が需要者や用途の情報を親会社である輸出者等に指示通りに提供するだけの場合(すなわち、用途の懸念を事前に審査していない場合や懸念の有無を事前に確認していない場合等)は、当該子会社は輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号チの対象とはなりません。省令第1条第



二号二に規定する「特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合」には該当する旨、ご留意ください。

なお、「国内の子会社自身が輸出者となる場合」は、当該子会社が輸出者等遵守基準に基づき輸出等を行う必要があります。

Q30. 当社は、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社を有していませんが、その場合もCP内容変更をしなければならないのでしょうか。

A30. 対象となる子会社を有していない場合は、当該部分の規定に係るCP内容変更をする必要はありませんが、その場合にあっても、令和4年10月31までにCP内容変更の届出を行い、新CP受理票の発行を受けてください。

改正CP通達は「輸出管理内部規程の届出等について」別紙1の項目に追加されましたので、基本的にはCP内容変更による対応が適切であると考えていますが、実際の運用等に即した体制整備が重要となります。

Q31. CLの評価項目7-2(1)及び(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導等」は、全て対応しなければならないのでしょうか。

A31. 「輸出者等遵守基準を定める省令」を一部改正に伴い新たに設けた項目になりますので、該当する子会社を有する場合には、CLの評価項目7-2(1)及び(2)の全てを対応してください。

ただし、特定重要貨物等の取引量や性質、仕向地等を踏まえ実施していただくことを想定しており、特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対して一律同じ内容を求めるものではありません。

Q32. CLの評価項目7-2(2)において、「子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる子会社に対する指導等」は、具体的にどのような内容が評価されるのでしょうか。親会社の業務に係る子会社の輸出管理内部規程(CP)の策定は、評価の対象外との理解になるのでしょうか。

A32. 指導等とは、「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第二号チに示すとおり、「当該子会社に対する指導及び研修並びに当該業務に関わる子会社の業務体制及び業務内容の確認」を意味し、以下の①から⑥に対して評価します。また、親会社の業務に係る子会社の輸出管理内部規程(CP)策定についても以下③の業務体制で評価します。

- ① 輸出等の業務に関わる子会社に対する指導
- ② 輸出等の業務に関わる子会社に対する研修
- ③ 輸出等の業務に関わる子会社の業務体制（規程類含む）の確認
- ④ 輸出等の業務に関わる子会社の業務内容の確認
- ⑤ ①～④を行う責任者・業務分担・責任範囲を明確化した体制の整備

⑥ ①～④を行う具体的な内容を定めた手続

Q 3 3. CLの評価項目7-2(2)②「必要な知識等を習得させるための研修を定期的に行っているか」は、毎年実施しなければならないのでしょうか。

A 3 3. 「輸出者等遵守基準を定める省令」を一部改正に伴い新たに設けた項目になりますので、子会社が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる度合いに応じた研修方法等を検討の上、毎年、実施できるようにしてください。

Q 3 4. CLの評価項目7-2(2)③「輸出等の業務を行う子会社の体制、規程類及び業務内容の確認を定期的に行っているか」において子会社への監査を考えているが、対象となる子会社数が膨大であるため毎年実施することが困難な場合、例えば、グループAの子会社は3年に1回、それ以外の国は2年に1回といったように国により区別して実施することは問題ないでしょうか。

A 3 4. 「輸出者等遵守基準を定める省令」を一部改正に伴い新たに設けた項目になりますので、特定重要貨物等の輸出等の業務を行っている子会社については、その業務に関与する度合いに応じた検査方法や子会社が自ら監査を実施し、その監査結果を輸出者等が定期的に確認する等、毎年、監査が実施できるように検討してください。

## ○みなし輸出関係

Q 3 5. CLの評価項目9-1において、「取引の相手方が特定類型に該当するかどうかを確認する手続を定め、当該手続に従って確認を行っているか。」について、輸出管理内部規程(CP)ではなくマニュアル等にて規定することで問題ないでしょうか。

A 3 5. 特定類型該当性の確認については、既存の輸出管理と異なる部門との調整等もあり得ると考えており、本手続の詳細が輸出管理内部規程以外の規程で明確に定められていれば問題ないものと考えています。

Q 3 6. CLの評価項目9-1において、「1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)に該当するかどうかを確認する手続を定め」の「手続」の具体例を教えてください。

A 3 6. 当該手続の具体例としては、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達」の別紙1-3「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を踏まえた手続のことを指しております。

Q 3 7. C L の評価項目 9 - 1 の A 欄 輸出管理内部規定上の取扱い ②は、就業規則で利益相反行為の禁止や申告の規定があれば該当するという考え方でよいでしょうか。また、⑤は、子会社が親会社の規程を準用していて親会社の規程に特定類型の確認に関する規定がある場合を想定しているのでしょうか。

A 3 7. ②については、就業規則等、輸出管理内部規程以外の規程において「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達」の別紙 1 - 3 で示すガイドラインを踏まえた手続きが規定されている場合を想定しています。⑤については、ご質問のケースなどが該当すると考えています。

Q 3 8. C L の評価項目 9 - 1 において、特定類型該当性やその確認手続に関する相談等は、どちらにすればよいでしょうか。

A 3 8. 経済産業省の安全保障貿易管理 HP の「制度の概要」の（「みなし輸出」管理）に以下の相談窓口の案内がありますので、以下の専用メールアドレスまで連絡してください。

**特定類型該当性やその確認手続に関する相談窓口**

- a 通達の文言解釈に関するご相談
- b 個別事案における対象者の特定類型該当性に関するご相談
- c 類型該当性確認手続の規程等への記載に関するご相談
- d その他制度全体に関するご相談（許可申請書類・申請内容を除く。）

専用メールアドレス : [minashi-QA@meti.go.jp](mailto:minashi-QA@meti.go.jp)